

昭和二十五年十一月二十八日提出  
質問 第七二二号

地方自治体議会の決議執行停止に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十八日

提出者 井上良二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 地方自治体議会の決議執行停止に関する質問主意書

一 地方自治体議会が成規の手續によりなした議決は、憲法に規定せる国会の議決と同じく尊重されねばならぬと考えるが、政府の所見如何。

二 若し、地方自治体議会の議決が憲法上に規定されていないとか、その他の理由によつて自治体議会の正当なる議決の執行を停止し、又は撤回せしめることのできる法的根拠があれば明らかにされたい。

三 大阪府茨木市議会が、去る九月三十日地方自治法に基き、当該議会の議事規則による成規の手續を経て、一議員除名の議決を行ったので、大阪府選挙管理委員会は法規に基き、その補欠選挙を告示して選挙運動中、被除名議員は、市議会議員除名議決取消の行政訴訟を提起し、行政処分執行停止命令の申請を行った。ところが、大阪地裁は、この訴訟を受理し、且つ行政処分執行停止の仮執行を許可したので、市議会の議決の執行は停止され、補欠選挙は中止のやむなきに、いたつた。この市議会の議決執行を停止し、選挙告示と運動を中止せしめた法的根拠を明らかにされたい。

四 該市議会が調査せるところによると、前項の法的根拠は、行政事件訴訟特例法に基いたものと解釈しているが左様解釈して差支えないか。

五 若し、同法の規定によつれば、同法は行政執行上に生じた問題、事件を処理する法規であつて、これを立法機関たる自治体議会の議決事項に適用することは不当ではないか。

六 立法機関たる自治体議会の議決に違法又は不当なりと認むるところある場合の抗告の途は、別途法的に規定すべきであると考えるが政府の見解如何。

七 若し、政府が大阪府茨木市議会の議員除名の執行停止を命ずる裁判所の法的根拠が、行政事件訴訟特例法に基くものと解釈した場合、去る十月六日茨木市議会の議決によつてなされた内閣総理大臣宛の陳情書をいかに処理されるか。

八 裁判所が行政事件訴訟特例法に基いて茨木市議会の議員除名の議決執行を停止したことに對する市議会側の抗告の途は行政事件訴訟特例法の第十條の但書による法文の適用を至当と考えるが如何。

九 以上各項は、立法機関たる議会の議決の効力に関する重要な事項であるから詳細に答弁されたい。  
右質問する。